

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業者の概要

(1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅支援事業所きょうわ
所在地	東京都文京区千駄木5丁目17番3号
事業所番号	東京都知事指定 介護保険事業所番号1370500959
サービスを提供する地域	文京区 北区、台東区、荒川区 *上記以外の方もご相談ください

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
サービス提供者	2名	1名	3名
事務職員	1名		1名

(3) 営業時間

月曜日～金曜日・祝祭日	午前8時半～午後5時半
土・日・年末年始	休業（ご相談ください）

(4) 事業所の方針等

介護支援専門員は、HEART(温かい心)、HAND(優れた技術)、HEAD(適確な判断)の3つをモットーとし、東京都及び区で実施する研修を受け資質の向上を図りながらサービスの提供に努めています。なお、介護支援専門員の変更を希望される場合はお申し出ください。

2 居宅介護支援の内容

利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画作成に関する説明と、その計画作成に必要なお身体の事などについて情報を収集して、解決すべき課題を把握(在宅アセスメント調査等)を行い地域の指定居宅介護サービス事業者などのサービス内容、利用料等についての情報を提供し利用者の希望を聞いて、居宅サービス計画の原案を作成します。

3 利用料

(1) 要介護又は要支援の認定を受けられた方は、介護保険制度より全額給付されますので、自己負担金はありません。

要介護1～要介護2	12,380円													
要介護3～要介護5	16,085円													
居宅介護初回加算	3,420円	初めて計画を作成した場合、2段階以上の要介護状態区分の変更認定を受けた場合、要支援者が要介護認定を受けた場合。												
入院時 情報連携加算（Ⅰ）	2,850円	病院又は診療所に入院した日のうち、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合。												
入院時 情報連携加算（Ⅱ）	2,280円	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合。												
退院・退所加算	<p>退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。</p> <p>面談は、テレビ電話装置等を活用して行える場合は、ご家族に説明し同意を得た上で行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>カンファレンス無</th> <th>カンファレンス参加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連携1回</td> <td>5,130円</td> <td>6,840円</td> </tr> <tr> <td>連携2回</td> <td>6,840円</td> <td>8,550円</td> </tr> <tr> <td>連携3回</td> <td></td> <td>10,260円</td> </tr> </tbody> </table>			カンファレンス無	カンファレンス参加	連携1回	5,130円	6,840円	連携2回	6,840円	8,550円	連携3回		10,260円
	カンファレンス無	カンファレンス参加												
連携1回	5,130円	6,840円												
連携2回	6,840円	8,550円												
連携3回		10,260円												
緊急時等居宅 カンファレンス加算	2,280円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合。（月2回を限度）												
複合型サービス 事業所連携加算	3,420円	複合型サービス事業所の利用を開始する際、利用者に係る必要な情報を当該事業所に提供し、居宅サービス計画の作成等を行った場合。												

通院時情報連携加算	570 円	利用者が通院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、当該利用者の心身の状況や生活環境などの当該利用者に係る必要な情報提供を行うとともに、情報提供を受けた上で、居宅サービス計画書に記録した場合。(月1回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	4,560 円	ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した契約者について、24 時間連絡できる体制を確保しており、かつ必要に応じて指定居宅支援を行うことができる体制を整備している場合。
小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算	3,420 円	小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際、利用者に係る必要な情報を当該事業所に提供した場合。
看護小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算	3,420 円	看護多機能型居宅介護の利用を開始する際、利用者に係る必要な情報を当該事業所に提供した場合。

*但し、介護保険料滞納などにより、保険給付金が当事業所に直接支払われない場合は1ヶ月につき上記利用料金の該当額を一旦立て替えていただきます。この場合当事業所から「サービス提供証明書」を発行いたしますので、区(各市町村)の介護保険担当窓口へ提出しますと、全額払い戻しが受けられます。

(2) 交通費は通常頂きませんが、実施地区が文京区・北区・台東区・荒川区外で交通費が必要な場合はその実費をいただきます。

「居宅支援事業所からご自宅までの往復」

(3) その他利用者が、サービスの実施記録の複写物提供等で、その実費等を負担していただく場合は、事前に費用の概算を説明します。

4 料金の支払方法

利用者の負担となる利用料が発生した場合、請求書をお渡ししますので、その担当者に直接現金にてお支払ください。お振込みご希望の方はお申し出ください。

5 サービス利用方法 (サービスの開始と終了)

(1) この説明書に基づき、当事業所の居宅介護支援を希望する場合は、本重要事項下記の欄と契約者に記名・捺印をお願いします。契約後サービスの契約書の提供を開始します。

(2) 契約後、次の場合には契約を解約し提供しているサービスを終了します。

- ① 利用者の都合で契約を終了する場合、終了を希望する1週間前までに文書または口頭でお申し出ください。
- ② 止むを得ない事情により、当事業所の都合でサービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅支援事業所を紹介して、引継ぎをいたします。
- ③ 利用者が介護保険施設に入所した場合、自動的に契約は終了しサービスも終了します。
- ④ 利用者やご家族が、当事業所の介護支援専門員等に対し、サービス提供を継続しがたい行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了します。
- ⑤ 利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ⑥ 利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選択理由の説明を求めることができます。

6 個人情報の取り扱いと秘密保持

(1) 当事業所は、居宅サービス計画作成及び管理するために、契約者・家族の個人情報を必要に応じて居宅サービス事業者又は介護保険施設関係者に書面あるいは電子媒体により提示させていただきます。

(2) 個人情報の内容

基本情報・介護保険証のコピー・認定調査票・主治医意見書・支援経過記録・モニタリング結果・担当者会議録・居宅支援契約書・重要事項説明書・サービス利用票・提供票・別表・給付管理票・実績表・サービス計画書

(3) 契約者又は代理人が個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者に提供の停止等を申し入れることができます。その場合、事業所は可能な限り契約者の希望に沿うようにします。

(4) 個人情報の取り扱いについて、契約者又は代理人に説明し同意を得るものとします。

7 高齢者虐待防止のための取り組み

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施

(4) 専任担当者の配置

8 身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

10 サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1) 当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 管理者 田原 かおる 電話 03-3822-0128

尚、担当が不在の場合は在席する職員が対応し、速やかに管理者に報告し対応します。

(2) 当事業所以外の相談・苦情窓口

文京区介護保険課介護保険相談係 電話 03-5803-1383

北区介護保険課保険相談窓口 電話 03-3908-1119

台東区介護保険課保険相談窓口 電話 03-5246-1245

荒川区介護保険課保険相談窓口 電話 03-3802-3111

(内線 2431)

東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口 電話 03-6238-0177

居宅介護支援の提供にあたり、重要事項の説明をしました。

説明書の交付日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者	事業所名	居宅支援事業所きょうわ
		事業者指定番号 1370500959
	住所	東京都文京区千駄木 5 丁目 17 番 3 号

説明者 _____

事業者から、契約書及び本書面に基づいて居宅支援重要事項について説明を受けました。つきましては、居宅支援事業所きょうわに居宅介護支援の提供を依頼します。

利用者	住所
	氏名

代理人	住所
	氏名

(利用者との続柄 _____)